

基本方向

01

安心・安全で
いきいきとした暮らしづくり



基本政策 01 保健・医療の充実

施策 01 保健の充実

目標

市民が心身ともに健康を保ち、介護を必要とせずに自立した日常生活を送れるよう、乳幼児から高齢者の各世代を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸や壮年期（40 歳～64 歳）死亡の減少、生活の質の向上*をめざします。

現状と課題

死亡理由の半数以上を占めるがん、心疾患、脳血管疾患は、三大生活習慣病*と呼ばれており、食生活や運動、休養、アルコール、たばこなど、日常での生活習慣の改善が不可欠です。このため、保健指導や栄養指導などを通じて、生活習慣病の発症や重症化予防の取り組みが求められています。

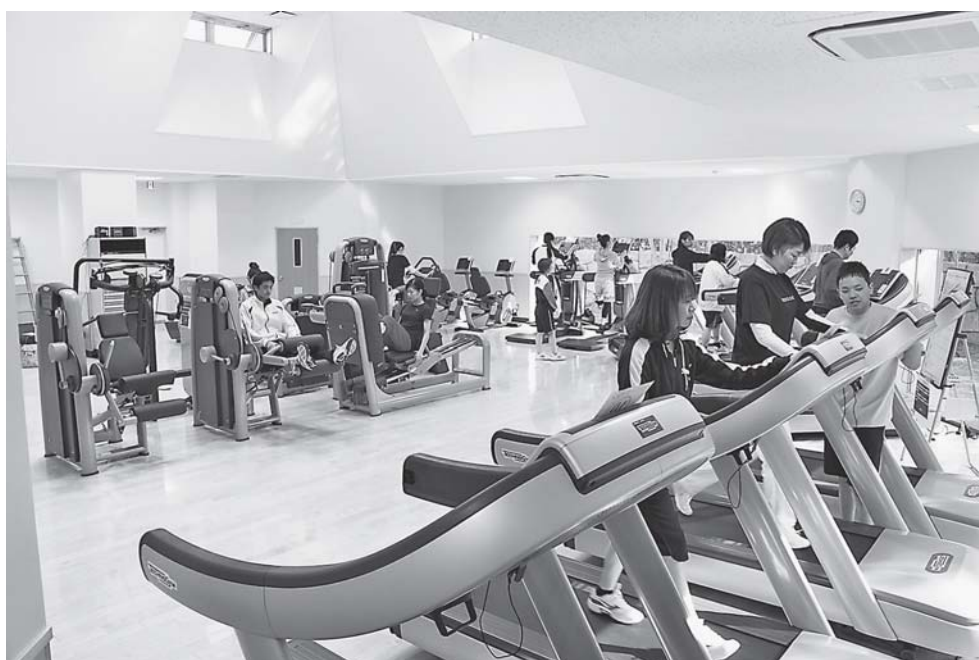
また、疾病の早期発見のために行う各種健診については、がん検診の無料クーポン券事業で効果が見られたものの、全体としては受診率が低い状況が続いており、特に 30 歳代から 40 歳代を中心とした受診率の向上が課題となっています。

そして、予防接種の定期接種範囲の拡大への対応や心身の健康や食生活に影響を与える歯の健康を守るため、むし歯や歯周病予防に引き続き取り組む必要があります。

施策の方向性

疾病の発症予防や早期発見・早期治療に向け、学校やコミュニティ組織、企業、医療機関などと連携し、各種健診の受診率向上や生活習慣の改善指導、健康や保健サービスに関する情報提供や相談対応、むし歯や歯周病予防を中心とする歯科保健の推進、予防接種の接種促進などに取り組みます。そして、これら取り組みを、医療費等の増加抑制に効果的に結びつけていきます。

また、市民の健康づくりの基本計画である「第 2 次健康ささらづ 21」（平成 24 年度～27 年度）に基づいて、「生活習慣病予防」と「食育の推進」を重点施策とする各種事業に取り組むとともに、年度ごとの評価・検証を通じて次期計画を策定し、健康づくりへの取り組みを促進します。



健康増進センターいきいき館トレーニングルーム

主な取組**01 健康づくりの推進 （健康推進課・保険年金課）**

- ・生活習慣の改善と重症化予防のため、食育の推進や健康教育等を強化します。
- ・がん検診の受診率向上のため、実施方法や申込方法、一部負担金のあり方などの検討、見直しを行います。
- ・若年期健康診査は、対象者の拡大や周知方法を検討し、受診者数の向上と発症予防に取り組みます。
- ・定期予防接種の拡大にかかる周知を徹底し、安全なワクチン接種を促進します。
- ・むし歯予防のため、小中学校を対象にフッ化物利用を促進し、フッ化物洗口実施校を計画的に拡大していきます。
- ・メタボリックシンドローム*の概念に着目した特定健康診査*の受診率向上や生活習慣改善のための保健指導に取り組みます。
- ・特定保健指導*対象外の非肥満者でリスクを有する者、治療中の者に対しても保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に努めます。

02 健康支援体制の充実 （健康推進課）

- ・健康増進センターのトレーニングルームの拡張やマシンの更新・増設を行ったことから、特に若い世代の利用促進に取り組みます。
- ・健康管理システム及びタブレット端末を、各種健診や予防接種等の受診・接種推奨、訪問・保健指導業務に活用します。



保健師による健康相談

基本政策 01 保健・医療の充実

施策 02 医療の充実

目標

市民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、疾病の段階に応じて最も適切な医療が提供できる地域医療体制を整備するとともに、地域の医療ニーズに対応した医療機関の機能強化や連携の充実・強化、保健・医療従事者の確保をめざします。

現状と課題

君津医療圏における一次・二次・三次の救急医療体制は、医師の高齢化や看護師の不足、開業医の減少、診療科の不足等の問題を抱えていますが、夜間(毎日)、日曜休日、年末年始など、医療機関休診時における救急医療体制は、医師会や関係機関などの協力により、維持されている状況にあります。また、通常時においても、医師不足による診療科の空白や看護師不足による減床などを解消し、市民が安心して医療サービスを受けられる体制整備が求められています。

さらに、君津中央病院は、三次救急医療機関、災害時の拠点病院及び高度医療などを担う地域の中核医療施設として、多様な地域医療需要に対応した医療の提供や持続可能な経営の実現を図る必要があります。

施策の方向性

地域の救急医療体制を維持するため、君津木更津医師会や関係機関と連携し、在宅当番医制の見直しや夜間急病診療所及び待機施設(二次救急医療機関)を維持するための支援などを行います。また、災害時の医療体制を確保するため、県、君津中央病院、君津木更津医師会等との連携を図ります。

保健・医療従事者の人材不足を解消するため、県などの関係機関、団体との連携を図るとともに、医師会や君津中央病院の看護師養成機関を支援します。

君津中央病院については、診療体制の充実や医療の質の向上、病院経営の改革改善を支援します。

主な取組

01 医療体制の整備 (健康推進課)

- ・地域の救急医療体制について、在宅当番医制、夜間急病診療所及び待機施設(二次救急医療機関)への支援を拡充し、日曜日、休日、年末年始及び夜間における多様な医療ニーズに対応した体制充実を図ります。また、在宅当番医制の見直しを図り、(仮称)休日救急センターの整備を推進します。
- ・今後の救急医療体制のあり方について、君津地域救急医療協議会(君津木更津医師会が中心となり設立)からの提言を踏まえ、君津地域4市で研究を進めます。
- ・君津木更津医師会や君津中央病院が行う看護学校の運営を支援します。
- ・君津中央病院に対して、構成市として必要な経費負担を行うことにより、地域に必要な医療の確保に向け支援します。



君津中央病院

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 03 地域福祉の推進

目標

住民同士のつながりを大切にし、助けを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、自分のことは自分で対処する“自助”、地域の助け合いによる“互助・共助”、行政等が支える“公助”を組み合わせた、住みやすい地域社会の構築をめざします。

現状と課題

「第2期木更津市地域福祉計画」（平成24年度～28年度）で掲げた地域福祉の理念「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」に基づき、地域住民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割のもと、連携・協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進行やひとり親世帯及び高齢単身世帯の増加、経済的困窮などにより、支えを必要とする住民が増える一方、地域社会のつながりが希薄化し、住民の地域への関心が低下してきています。このため、支えを必要とする住民に必要な支援が届かずに孤立するケースが見受けられます。

また、生活保護受給世帯は年々増加傾向にあり、その困窮の程度に応じて必要な保障を行うとともに、自立に向けた支援の重要性が高まっています。

施策の方向性

日常生活における様々な生活課題に対応するために、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助、公的な制度を連携させることにより、地域コミュニティや助け合い活動の活性化、困りごと情報の収集・相談対応、適切な支援と自立促進に取り組みます。

主な取組

01 地域福祉活動の推進（社会福祉課）

- ・福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、様々な分野の活動に参加する機会が与えられる社会をめざして、地域福祉計画を策定します。また、この計画に基づき、各福祉団体と連携した地域福祉活動を展開します。
- ・地域福祉の拠点施設である木更津市民総合福祉会館の適正な管理運営を推進します。

02 生活の安定と援護（社会福祉課）

- ・病気や怪我で働けず、また高齢などで十分な収入が得られない生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。また、生活保護の適正実施に努め、制度趣旨の理解徹底と、被保護者世帯の現状把握による適切な援助と不正受給防止に取り組みます。
- ・働ける方については、就労支援による保護からの自立を促し、病気や怪我で働けない方については、治療への専念や規則正しい日常生活が送れるよう、自立の助長を図ります。

03 バリアフリーの推進（企画課・高齢者福祉課・障害福祉課）

- ・高齢者や障害者をはじめすべての人が、気軽に外出し円滑に移動できるよう、関係機関等と連携し、ノンステップバスの導入など公共交通機関等におけるバリアフリー化を促進します。
- ・高齢者や障害者等の移動にあたり、利便性や安全性を確保するため、JR 木更津駅東西自由通路に設置しているエレベーター2基の維持管理に努めます。

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 04 高齢者支援の充実

目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれの健康状態や生活状況に応じて、自立した日常生活を営めるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化し、総合的な支援を行う「地域包括ケア」を確立するとともに、高齢者が持つ能力を最大限に発揮できる社会の構築をめざします。

現状と課題

少子化の進行による本格的な人口減少と、平均寿命の伸長による超高齢社会の到来により、人口構造が大きく変容しています。2030年には、人口の3人に1人が65歳以上の高齢社会を迎えると予想されており、高齢者が生涯にわたりいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の推進や在宅福祉サービスの充実、安心して介護サービスを利用できる介護保険体制づくりが求められています。

また、労働力人口^{*}の減少が見込まれる中、高齢者の能力活用が重要な課題となっていますが、高齢者雇用の環境は依然として厳しい状況にあります。

施策の方向性

高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を活かして、就業やボランティア活動等の社会貢献ができるよう、元気な高齢者への働きかけを行うとともに、要支援・要介護状態^{*}となるおそれが高い場合には、介護予防の取り組みを支援します。

また、介護が必要となった場合でも、適切な介護サービスを受けられるよう、地域内での介護支援体制の拡充や家族介護の負担軽減に取り組みます。



介護予防体操

主な取組**01 高齢者への包括的支援（高齢者福祉課）**

- ・ 高齢者のニーズや生活実態に基づいて、自立した生活を営むための継続的かつ総合的なサービスを提供するため、地域包括支援センター*等と連携した地域包括ケアシステム*を構築します。
- ・ 地域の高齢者からの様々な相談に対応できるよう、地域包括支援センターの専門職が相互に連携・協働する「チームアプローチ*」を展開し、困難事例に対処します。

02 高齢者の社会参加の促進（高齢者福祉課）

- ・ 健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができるよう、木更津市シルバー人材センター等を活用した多様な就業機会を提供します。
- ・ 高齢化が進む地域の課題解決の担い手として、高齢者自身が地域活動に参画できるよう、NPO・ボランティア活動に関する相談や情報提供等を行います。

03 介護予防の推進（高齢者福祉課）

- ・ 要支援・要介護者の増加によって介護保険給付費が年々増加している状況を鑑み、要介護者の状態悪化を防ぐとともに、要介護状態にならないように介護予防を推進します。

04 介護サービスの充実と適切な給付（高齢者福祉課）

- ・ 急速な高齢化に対応し、3年を1期とする「木更津市介護保険事業計画」を見直すことで、介護保険の目的である、高齢者が自立した日常生活を営めるよう努めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとに拠点となる「地域密着型サービス*」の整備を図り、より良い介護サービスの提供を受けられるよう支援します。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を送れるよう、個人の心身状況や置かれている環境に応じて、きめ細かな支援を行います。
- ・ 他の老人福祉事業と連携・調整しながら、地域の実情に応じたサービス提供体制を整備します。

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 05 障害者支援の充実

目標

障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに認めあうことのできる社会を実現するとともに、障害のある方が、地域の中で自立した日常生活を営み、就労や社会参加ができるようなまちづくりをめざします。

現状と課題

本市では、「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション*」の理念に基づき、障害のある方の基本的人権の尊重と、乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージにおいて、障害のある方の生活を支援してきました。

引き続き、幼児期の支援として障害児施策の充実、成人してからは、自立した生活への支援が求められているとともに、高齢化に伴う身体障害者数の増加により、支援体制の強化や災害時の要援護者対応の必要性が高まっています。

施策の方向性

「第3次新きさらぎ障害者プラン」（平成27年度～29年度）では、障害のある方が、地域社会の中で安定した生活を営むために、市民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害福祉サービスや相談支援体制、障害児を支援する療育の提供、社会参加の機会確保など、利用者本位の生活支援を総合的に展開します。

また、地域の障害者福祉に関する情報共有や困難事例等への対処のため、当事者団体や福祉施設関係者、相談支援機関、医療機関、各行政機関が参加する自立支援協議会を活用し協議します。

主な取組

01 障害者の理解促進と相談支援（障害福祉課）

- ・ 障害者への理解の促進を図り、障害者の自立と社会参加を妨げる社会的障壁の除去、合理的配慮を図ります。
- ・ 障害者福祉全般にわたる問題を協議するため、木更津市地域自立支援協議会の運営を強化します。
- ・ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターの強化に向けた取組みを推進します。
- ・ 障害者やその家族からの相談に対応し、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

02 障害者の社会参加の促進（障害福祉課）

- ・ 在宅の知的障害者や身体障害者で雇用されることが困難な者の自立を支援するため、生活指導や作業訓練を行います。
- ・ 地域活動支援センターの機能強化をはじめ、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援のための諸施策を実施し、障害者の地域での生活を支援します。
- ・ 障害者への理解と社会参加を促進するため、スポーツ大会や当事者団体等に対し補助します。

03 障害者の生活自立の支援（障害福祉課）

- ・ 適切な福祉サービスを受けられるよう、ケアマネジメント*の計画策定支援を行います。
- ・ 障害者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具・補装具の支給や介護給付、施設入所、自立支援医療費の支援を行います。
- ・ 障害者やその介護者に対する経済的負担を軽減し、生活の安定や社会的更正、医療的治癒を促進します。
- ・ 障害児の早期療育や児童福祉法に基づく障害児通所支援等を行うことで、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。

基本政策 03 防災・消防体制の充実

施策 06 防災対策の推進

目標

市民、地域、行政が総力を結集し、防災・減災に向けた平時の備えと、災害発生時に適切な対応ができる体制を整えることで、市民の生命、身体、財産を災害から守るまちづくりをめざします。

現状と課題

本市では、昭和 63 年の土砂災害以来、災害による死亡者はありませんが、近年多発する集中豪雨や台風等によって、市内への内水氾濫等の被害が発生しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、港湾施設や養殖関連施設、船舶等への被害があり、今後も東京湾北部地震など大地震の発生が懸念されています。

現状では、災害の発生頻度や規模、それによる被害の程度を予測することは困難ですが、平時からソフト・ハード両面の防災対策に取り組むことにより、被害を最小限に食い止めることが必要です。

施策の方向性

平時から災害に備えるために、住民の防災意識の向上や住民防災組織の活性化による地域の支え合い、計画的な備蓄、建築物の耐震性向上に取り組めます。

災害発生時における住民の安全を守るため、住民に対する正確な情報提供や適切な避難行動の促進、迅速な災害救助体制の確立を図ります。

そして、迅速な災害復旧や生活環境の早期回復のため、応急危険度判定を実施します。

主な取組

01 防災対策の強化（総務課）

- ・ 防災・災害情報を的確に入手し、適時且つ迅速に伝達できる体制を確立します。
- ・ 計画的な備蓄や防災訓練の実施、土砂災害警戒区域*等の周知などを行います。
- ・ 避難行動要支援者の視点に立った避難支援対策に取り組めます。

02 災害に強い基盤づくり（総務課・建築住宅課）

- ・ 防災行政無線のデジタル化などの防災基盤を整備することで、二次災害を軽減・防止します。
- ・ 無料耐震相談会を開催します。
- ・ 住宅の耐震化を図るため、耐震診断、耐震改修工事等の助成を引き続き行います。

03 防災意識の向上（総務課）

- ・ 自主防災活動を活性化するため、木更津市自主防災組織連絡協議会の活動を通じ、既存組織の活動の活性化や新規設立に向けた気運の高揚を図ります。
- ・ 広報紙での防災特集やホームページへの防災関連情報の掲載など、様々な機会を捉え住民の防災意識を高めます。

04 災害発生時の迅速な対応（総務課・都市政策課・建築住宅課）

- ・ 住民の生命、身体及び財産を守るため、災害発生時の被害拡大防止に全力を挙げるとともに、迅速かつ的確な災害復旧に取り組めます。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成のための周知・啓発を図ります。
- ・ 東日本大震災により、東北 3 県（岩手県・宮城県・福島県）から本市に転入した避難者に対し、災害支援を引き続き行います。

基本政策 03 防災・消防体制の充実

施策 07 消防・救急救助体制の充実

目標

火災や事故等の災害、また近年高まる大規模災害発生から、市民の生命・身体及び財産を守るため、消防力の強化、救急救助体制の充実をめざします。

現状と課題

本市は、近年の人口増加に対応した消防車両等の整備による消防力の強化に取り組んできましたが、高齢化の進行に伴う救急需要の増大や救急業務の高度化への対応が必要となっています。また、今後発生が懸念される、大規模かつ複雑多様化する災害に対応した消防力の整備が求められています。

さらに、火災の鎮圧や救急・救助等の消防活動においては、部隊の現場到着時間がその成否に影響を与えることから、人的・財政的に限られた消防力を効果的に配置することが求められていること、加えて、消防本部・消防署は昭和 47 年、富来田分署は昭和 35 年、高柳出張所は昭和 49 年、長須賀分署は昭和 58 年にそれぞれ建設されたもので、防災の拠点として建物の老朽化や狭隘化も含め防災機能の充実が課題となっています。

施策の方向性

大規模かつ複雑化する災害現場に対処するために、地域の実情や社会経済状況等を踏まえ、消防署等の移転・新設・統廃合を含む消防組織（分署・出張所）の適正配置に取り組みます。

また、消防力の維持・向上を図るため、老朽化した消防施設・消防設備等の更新整備や地域環境の変化に対応した消防機能の充実、平時の火災予防、地域の消火体制の強化に取り組みます。



大規模地震災害を想定した訓練

主な取組**01 消防力の整備充実（消防総務課）**

- ・複雑多様化する災害・事故への対応力強化や高度情報化、女性消防士の登用などを踏まえ、老朽化の進む消防本部庁舎について、充実した消防機能を備えた新消防庁舎を建設します。
- ・消防体制を維持するために、老朽化した設備・車両等を更新整備します。

02 救急救助体制の強化（消防総務課）

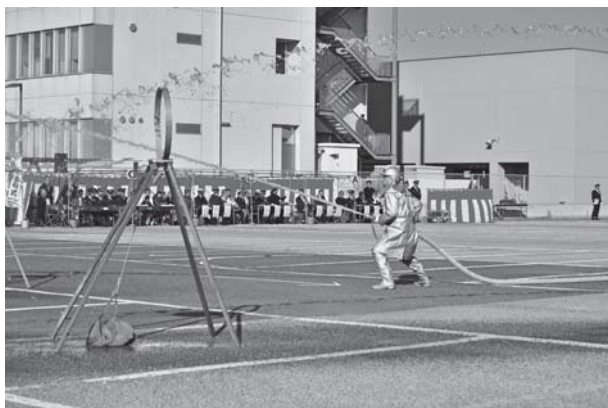
- ・救急救助隊員自らの安全を確保しつつ、市民の生命、身体、財産を守る消防の責務を果たすため、災害現場で活動する隊員に必要な資器材等を継続的に更新整備します。
- ・外傷患者や脳疾患などの急病患者の救命率向上のため、君津中央病院等のドクターヘリを積極的に活用した救急搬送を行うとともに、市民に対する救命講習のさらなる普及啓発や訓練実施など体制整備に取り組みます。

03 火災予防体制の充実強化（予防課）

- ・火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発を図ります。
- ・事業所の自衛消防訓練等を活用した初期消火、救出、救護、避難誘導等を推進します。
- ・防火対象物*や危険物施設*等に対し立入検査を実施し、安全管理体制の指導を強化します。

04 消防団の充実強化（消防総務課）

- ・地域に根ざした消防団の消防力を強化するため、減少傾向にある消防団員の確保・活性化と、消防団の重要性について市民の理解を促進します。
- ・老朽化した消防団詰所や消防団車両の更新整備や消防活動用資機材を整備します。



消防出初式



関係機関との連携による救助訓練

基本政策 04 生活安全の充実

施策 08 防犯体制の充実

目標

市民の防犯意識を高め、地域で見守ることにより、犯罪を未然に防ぐことのできるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内の刑法犯認知件数は、減少に転じていますが、近年の犯罪手口の広域・複雑化等により未然の対応が難しくなっていること、加えて、ひとり暮らしの高齢者や共働き等による留守家庭が増えており、地域全体で犯罪を防ぐことが求められています。

また、発生した犯罪や犯罪の前兆となる事案の種類によって、情報の伝達先が異なることから、市内で発生した犯罪について、情報の共有化を図り防犯意識を高めることが課題となっています。

さらに、放置された空き家等が、犯罪や地域の環境悪化、火災の発生などの諸問題の原因の1つとなっていることから、空き家対策の推進が求められています。

施策の方向性

地域の協力で防犯体制を強化するため、自主防犯活動や防犯啓発活動を促進するとともに、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の充実や市・警察・防犯関係団体の連携を強化します。

また、平成26年12月に施行した「木更津市空き家等の適正な管理に関する条例」に基づく空き家対策の推進を図ります。

主な取組

01 防犯活動の推進（市民活動支援課）

- ・自主防犯活動を促進するため、市内の自主防犯活動団体に対し防犯ベストなど防犯活動に必要な物資の支援を行います。
- ・市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、市・警察・木更津市防犯指導員協議会等の市内防犯関係団体と連携し、防犯啓発活動等を行います。
- ・市職員による防犯パトロールや警備会社に委託した防犯パトロールを実施するとともに、防犯指導員への青色回転灯付防犯パトロール車の貸出を行います。
- ・防犯活動従事者の知識の向上を図るため、防犯研修会、防犯現地診断等を行うとともに、より効果的な防犯活動が行えるよう、市・警察・防犯関係団体の連携を強化します。

02 防犯設備の整備（市民活動支援課）

- ・町内会・自治会等が市の設置基準を満たしたLED*防犯灯を新規に設置する際の費用を補助します。また、市や自治会が管理する既存防犯灯のLED化を進めます。
- ・市内街頭防犯カメラの維持及び管理を行うとともに、警察からの依頼に基づき記録映像の提供を行います。



年末年始特別警戒キャンペーン



地域住民による自主防犯活動

基本政策 04 生活安全の充実

施策 09 交通安全対策の充実

目標

道路交通環境の整備や交通安全意識の高揚を図ることで、交通事故による死傷者を減らし、人と車がともに安全かつ円滑に通行できる道路交通環境をめざします。

現状と課題

市内の交通事故の状況については、発生件数や負傷者数が減少傾向にありますが、高齢化社会を迎え、高齢者の交通安全対策の重要性が高まっています。また、通学児童生徒の安全確保や重大な被害をもたらす恐れがある自転車関連の事故防止が課題となっています。

市営駐輪場については、建物の老朽化が進み、大規模修繕や建替え等が必要な時期を迎えています。

さらに、市営駐車場については、木更津駅前西口駐車場は、交通結節点としての優位性を踏まえたさらなる利用促進が求められています。金田第1駐車場は利用者が多く満車の状況が見られる一方、金田第2駐車場はバスターミナルから離れていることから、利用者が少ない状況が見られ、これらの改善策が必要です。

施策の方向性

交通環境を整備するため、交通事故発生危険性がある交差点の改良や交通安全施設の整備、安全な歩行空間を確保するための歩道整備を行います。

また、交通事故被害者を減らすために、警察や交通安全協会等と連携し、出前交通安全教室や安全講話など啓発活動に取り組みます。

さらに、市営駐輪場については老朽化への対応を、市営駐車場については利便性の向上や需要に応じた適正規模への見直しに取り組むとともに、利用促進を図ります。

主な取組

01 交通環境の整備（市民活動支援課・土木課・市街地整備課）

- ・歩道の新設や改良により、安全な歩行空間を確保するとともに、円滑で安全な交通を確保するため交差点改良を行います。
- ・交通安全のため、道路照明や警戒標識などの交通安全施設の整備を行います。
- ・市営駐輪場を適切に管理運営するとともに、施設維持に必要な塗装や改修工事について検討します。また、放置自転車の防止啓発活動や放置自転車の警告・撤去等を行います。
- ・木更津駅前西口駐車場は、公共交通機関等を活かした利用促進について、検討します。
- ・金田第1駐車場は、金田総合高速バスターミナルの供用に合わせ、パークアンドライド駐車場^{*}としての機能を充実させるため、現在のバスレーン部分を駐車場として拡張整備します。
- ・金田第2駐車場は、高速道路高架下の公園への移設等を含め利用促進について検討します。

02 交通安全の推進と意識の高揚（市民活動支援課）

- ・歩行者や運転者等が、交通マナーと交通ルールを正しく守ることができるよう、交通事故防止に向けた啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

03 被害者救済制度の充実（市民活動支援課）

- ・交通事故の被害者を救済し、生活の安定を図るため、交通事故時に見舞金を支払う共済制度である交通災害共済の加入促進と、交通事故相談員による事故相談を行います。

基本政策 04 生活安全の充実

施策 10 消費者支援の充実

目標

市民が消費生活に関する正しい知識と判断力を身につけることで、消費者トラブルを未然に防ぐとともに、消費生活相談体制のさらなる充実をめざします。

現状と課題

本市の消費者行政は、消費生活をめぐる状況が高度化・複雑化する中、専門的知識を有する相談員が県の消費者センターや県内の消費生活センターと情報交換することで、全国の被害事例を共有し、最善かつ迅速な相談対応に取り組んできました。

また、消費生活に関する相談内容の複雑・多様化へ対応するため、弁護士を招いての相談員の勉強会の実施等、相談対応能力の向上にも努めているところですが、近年の悪質巧妙な手口による特殊詐欺やIT被害等の増加など、潜在化する消費者トラブルが懸念されています。

施策の方向性

市民が消費生活に関する正しい知識を身につけ、被害を防止するため、消費生活に関する啓発活動や学習機会を提供するとともに、消費生活相談の体制強化や利用促進に取り組めます。

また、消費者問題に地域で取り組むため、消費者団体の育成や消費者教育に関する関係機関の連携を図ります。

主な取組

01 消費者の自立支援（産業振興課）

- ・消費生活センターにおいて、消費生活相談員が解決のための助言、あっせん等の相談事業を行うほか、消費生活出前講座への講師派遣を行います。
- ・消費者問題を体系的に学習する機会を設け、消費者問題への関心を喚起し、消費者団体の育成につなげます。
- ・消費者啓発のための冊子やリーフレットを通じて、消費生活に関する情報提供を行います。
- ・消費者教育を推進するため、消費者教育推進法に基づき、各分野の関係機関による消費者教育推進地域協議会の設置に取り組めます。